

神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付要綱

昭和 56 年 4 月 1 日 局長決定

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の商店街・小売市場の団体（任意団体を含む。）が実施する共同施設の建設等に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内の商店街・小売市場の団体（任意団体を含む。）とする。

(補助対象施設)

第 3 条 補助金交付の対象となる共同施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表 1 に定める施設のうち、補助対象団体が所有する財産とする。

2 前項で定める補助対象施設は、関係法令及び行政機関の指示により定められた要件及び手続きに合致するものでなければならない。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に定める補助対象施設の建設、改修、取得又は撤去等を行う事業のうち、総事業費（消費税等を除く。）が 100 万円以上（撤去は 50 万円以上）のもので、かつ、原則として補助申請をした年度内に事業を終えるものとする。

2 公道上にある共同施設を整備する場合にあつては、道路管理者の承認を受けたものに限る。

3 共同施設の設置場所が、補助対象団体とは異なる者が一部又は全部の所有権を有している土地の上又は建物内である場合は、当該土地又は建物の所有者の承認を得なければならない。

4 共同施設を撤去する場合にあつては、当該施設が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に関する通達（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月 5 日通商産業省告示第 360 号）に定める財産の処分制限期間を経過したもの、又は、第 16 条第 2 項の市長の承認を受けたもの）に限る。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める補助対象事業の実施に係る経費のうち、以下の経費を除いたものとする。

(1) 交付決定日前に着手した事業に要する経費

(2) 広告看板等の施設に要する経費

(3) 電話配管等に要する経費

(4) 土地の取得・造成・賃借・補償等に要する経費

(5) 建築物の取得・賃借・補償等に要する経費

(6) 工作物の賃借・補償等に要する経費

(7) 備品類に要する経費

(8) 各種手数料（行政機関の許認可に係る手数料及びその代行手続き費は除く。）

(9) 当該施設の整備目的、機能に関係が認められないものに要する経費

(10) 消費税等

(11) 諸経費（一般管理費・現場管理費）に含まれる上記（1）～（10）の経費

2 前条3項に該当する事業で、通路部分と店舗部分が壁等で明確に区画されていない場合は、関係法令に基づく通路部分の面積と店舗部分の面積の按分にて、通路部分に係る経費のみを対象とする。

3 その他、市長が必要であると特別に認める場合、補助対象経費とする。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助率は、補助対象経費から国、兵庫県等の助成金等を控除した額に対し、3分の1以内とする。

2 前項に規定する他の助成金等の控除について、補助対象施設の撤去事業のみを行う場合に限り、これを適用しないものとする。

3 補助金の額は、600万円を上限として、市長が予算の範囲内で必要と認めた額とする。

4 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、あらかじめ本市と協議のうえ、当該補助事業の実施前に、補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、申請団体に通知するものとする。

（1）補助金交付決定通知書（様式第2号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により、申請団体に通知するものとする。

（1）補助金不交付決定通知書（様式第3号）

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第9条 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、規則第18条第2項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 概算払の限度額は、交付決定した額とする。

（補助事業の変更等）

第10条 補助団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、

補助事業実績報告書（様式第9号）に別表3に定める書類を添付し、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助団体に通知するものとする。

（1）補助金交付額確定通知書（様式第10号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、規則第16条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前条の報告受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

4 補助団体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（補助金の請求）

第13条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第11号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助団体等に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、当該補助団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（帳簿の備付け）

第15条 補助団体は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（財産の処分制限）

第16条 補助団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、その交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ本市に納付した場合、若しくは当該財産が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に関する通達（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号））に定める財産の処分制限期間を経過した場合、又は市長が承認した場合は、この限りではない。

2 補助団体は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、補助金規則第24条に基づき、あらかじめ、補助金に係る財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、補助金財産処分承認通知書（様式第15号）により承認を得なければならない。

3 補助団体は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

4 補助団体は、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

(神戸市商店街共同施設建設補助金交付要綱の廃止)

2 神戸市商店街共同施設建設補助金交付要綱（昭和 49 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

(神戸市小売市場共同施設建設補助金交付要綱の廃止)

3 神戸市小売市場共同施設建設補助金交付要綱（昭和 49 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(神戸市商店街・小売市場防犯カメラシステム設置補助金交付要綱の廃止)

2 神戸市商店街・小売市場防犯カメラシステム設置補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。